

子ども手当制度のご案内

子ども手当制度は、次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもを養育している方に支給される制度です。



手当の額

中学校修了前までの子ども
一人当たり月額13000円

支給月

原則として、6・10・2月の
年3回

所得制限

なし

手当受給手続き

●制度開始に伴う手続き

①児童手当制度における所得制限超過等により児童手当を受給していなかった方または中学2年生および3年生の子どもがいる方で、児童手当を受給していなかった方

↓認定申請の手続きが役場で必要です。申請が必要な方には、役場から申請のお知らせはがきを4月28日付で送付していますので、申請がお済みでない方は早急に申請を行ってください。

②平成22年3月現在、児童手当を受給していた方のうち

中学2年生および3年生の子どもがいる方

↓額改定申請の手続きが役場で必要です。申請が必要な方には、役場から申請のお知らせはがきを4月28日付で送付していますので、申請がお済みでない方は早急に申請を行ってください。

(①および②の申請期限)

平成22年9月30日までに申請を行えば、平成22年4月分から支給されます。

※平成22年10月1日以降に申請を行うと、申請を行った日の翌月分から支給となりますので、必ず9月30日までに申請を行ってください。

③平成22年3月現在、児童手当を受給していた方のうち

②以外の方

↓申請免除となり、申請手続きは不要です。

●引き続き手当を受給する手続き

平成22年6月分以降の手当

を受給するには、現況届の提出が必要となります。この届けは、6月1日における状況を記載し、手当を引き続き受給する要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。届けが必要な方には役場から5月末に送付していますので、届けがお済みでない方は早急に申請を行ってください。

なお、前記①に該当する方は、今年度に限りこの届けは不要です。

子ども手当に係る寄附の手続き

子ども手当は、受給資格者が子ども手当の支払いを受ける前に、手当の全額または一部を町に寄附することが可能です。寄附を希望される場合は事前に申し出が必要となりますので、役場までお問い合わせください。

問い合わせ先

役場 民生課
内線166・167

第20回 あいち下水道フェア

とき 平成22年9月11日(土) ところ 日光川下流浄化センター
午前10:00~午後3:00(雨天決行) 入場無料 弥富市上野町 ☎0567(68)6162

- ★下水道図画ポスター作品展示・表彰式
- ★和太鼓 (大治太鼓保存会)
- ★浄化センター施設見学
- ★地震体験車 (なまず号)
- ★消しゴム輪投げ 等

主催 愛知県／(財)愛知水と緑の公社
協賛 愛知県下水道推進協議会
日光川下流流域下水道推進協議会
(津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村)

問合せ先 海部建設事務所 都市施設整備課 ☎0567(24)2223
当日問合せ先 日光川下流浄化センター ☎0567(68)6162

